

(一社)全国建設産業団体連合会

第 29 回専門工事業全国会議 議事要旨

2024 年 12 月 4 日(水) 振興基金 501 会議室 14:00-15:50

【来賓】

国土交通省不動産・建設経済局 堤大臣官房審議官

不動産・建設経済局 渡邊建設業課長

宮沢大臣官房参事官

城建設振興課長

(一財)建設業振興基金 長谷川専務理事

参議院比例区支部長 けんざか茂範

【正副会長】

石津会長(全国)、千葉副会長(宮城)、竹上副会長(三重)、山本副会長(福井)

小崎副会長(京都)、中筋副会長(島根)、西岡副会長(愛媛)

【各府県専門工事業代表者】

勝又会長(青森)、菅原会長(岩手)、田村会長(福島)、植田会長(茨城)

福田会長(栃木)、白戸会長(埼玉)、柴会長(静岡)、鹿野理事長(滋賀)

山本相談役(京都)、菅原専務理事(兵庫)、田本会長(島根)

曾和会長(長崎)、米満副会長(熊本)、友岡会長(大分)、藤元会長(宮崎)

西村専務理事(宮城)、渡辺専務理事(秋田)、関係長(茨城)

青木常務理事(栃木)、若田部常務理事(群馬)、知久常務理事(埼玉)

大久保専務理事(山梨)、原事務局長(岐阜)、稗田専務理事(三重)

加藤専務理事(富山)、山岡専務理事(島根)、田崎課長(佐賀)

天野専務理事(長崎)、源河専務理事(沖縄)

高木参与、河野参与、平岡参与、矢口参与

下岡専務理事、山田事務局長、中村参与

議事

①専門工事業委員会からの報告(ブロック会議とりまとめ)

②各府県専門工事業代表者より意見

③正副会長より意見

- テーマ 1 担い手の確保及び育成について
- テーマ 2 設計労務単価調査方法の抜本的な見直しについて
- テーマ 3 BIM 導入費用の助成について
- テーマ 4 建設キャリアアップシステムの推進に向けた取り組みについて

配布資料

- 資料-1 第 29 回専門工事業全国会議出席者名簿
- 資料-2 各ブロックにおける意見一覧
- 資料-3 専門工事業委員会報告要旨
- 資料-4 第 28 回専門工事業全国会議議事要旨
- 資料-5 第 1 回及び第 2 回専門工事業委員会議事要旨

【開催挨拶と来賓紹介】

■石津会長(全国)

建設産業界は、物価の上昇、人件費、建設資機材、燃料価格の高騰や円安等で厳しい経営環境が続いている。

先般の全国会長会議決議を受け、政府、自民党へ継続的・安定的な公共事業費の確保、減災・防災のための国土強靱化実施中期計画の早期策定、地方公共団体への第三次・担い手 3 法の周知徹底、適正な工期の設定及び変更と発注・施工の平準化と納期の分散化を図る等について要望書を提出した。

国土交通省におかれては、来年 11 月頃までに中央建設業審議会が作成・勧告する予定である標準労務費について、ワーキンググループと並行して実施する職種別意見交換の進め方を示され、作成方法などに関する暫定方針の案も提示頂いた。

建設業界の現状を勘案して頂き、基準の作成をお願いしたい。

働き方改革を推進するにあたり、設計労務単価の引き上げ、適正な工期設定、4 週 8 休の推奨、長時間労働の是正など建設従事者の処遇と労働環境の改善は、公共工事においては随分と前に進めて頂いた。

本日は、各府県及び各地域ブロックの専門工事業委員会で議論された課題について意見を頂き、建設産業界の活性化に努めたいと挨拶した。

■国土交通省 堤大臣官房審議官

担い手確保、設計労務単価、建設キャリアアップシステム等建設業界において重要な課題である。

担い手確保については、今年 6 月に建設業法の改正をはじめとする第三次・担い手 3 法が公布されており、担い手確保では技能者の処遇改善、働き方改革、生産性向上等に努めており現在、施行に向けた準備を進めている。

新たな制度のもとでは、価格転嫁対策及び労務費の行き渡りの対策を講じることとて
いる。

これは商慣習を大きく変えていくことになるため一筋縄ではいかないと考えている。
政令、省令、ガイドラインの作成を確実に実施し、民間発注者等も含めて周知を行って
いく。

設計労務単価については 12 年連続の引き上げとなっている。

調査の在り方等についてご意見を頂いており、労務単価が上がるとそれが現場の技能
労働者の賃上げに繋がる。

そして調査をして賃金が増えることにより次の労務単価も上がり、好循環を生み出し
ていくとする。

よって労務単価を上げるためには皆様のご協力が不可欠である。

CCUS について、登録数は順調に増加しており、メリットを拡大に向けて今年 7 月に 3
ヶ年計画を公表した。

新 4K(給与・休暇・希望プラスかっこいい)が将来に結び付けるよう、魅力的且つ持続
性がある建設産業を皆様と一緒に力をあわせて取り組んでいきたいと挨拶した。

【専門工事業委員会の報告】

第 2 回専門工事業委員会において 4 つのテーマを基に各ブロックの意見を集約し専門工
事業委員会田村委員長より報告した。(資料-3 参照)

【各府県専門工事業より意見】

■勝又会長(青森県)

国では技能者の処遇改善を考えて頂き、かなり進んできている。

しかし、地方では未だ改善が見られない。

元請に対して専門工事業者への支払いを適正に実施するよう行政から指導をお願いした
い。

■菅原会長(岩手県)

CCUS の評価レベルに対応した労務単価の設定が必要となる。平均的な労務単価で設計
をされてしまうと、レベルの高い技能者が工事を行う場合には雇用者側で差額分の負担が
発生する。

これを防止するために、設計労務単価をレベルによって何種類か設定できるようにお願い
したい。

■田村会長(福島県)

仕事の効率化を図るうえで BIM が必要と考える。

図面が初期段階で 3D 化されることで元請、専門工事業者の間で情報共有が行われ、効率的に仕事が進められる。

しかし、現状では費用的な面等で建築設計事務所が BIM の導入に踏み切れていない。

建築設計事務所への助成を行い、BIM が普及すれば建築業界全体にも大きな効果がある
と考える。

そのため、建築士事務所協会等を通して各府県の建築事務所に BIM の導入費用や育成
費用の助成を検討して頂きたい。

■植田会長(茨城県)

カードリーダー設置の普及が遅れている。理由としては費用が発生すること、技能者のメリ
ットがまだ足りていないとの意見がある。

建設グリーンサイト等の現場で利用するソフトと紐付けが必要である。

CCUS は進めて行かなければならないため、協会を通して会員へメリットの拡充を行って
いきたい。

■福田会長(栃木県)

若年技能者の採用強化として普通高校にも求人活動を行っている。

造園工事の発注が減少していることから、若い技能者への技能技術の継承を行う場がな
いため、公園のリニューアルなど工事の受注機会を増やして頂きたい。

造園工の労務単価は職能工のなかでも単価は低く、県によっては普通作業員より低いとこ
ろが存在している。

造園工として昼夜仕事に励んでいる技能者等のためにも希望の持てる設計単価にして頂
きたい。

■白戸会長(埼玉県)

建設業は野外での作業であり、多くが過酷な環境で作業を行うため、賃金は他産業よりも
高く提示しなければ入職者は期待できない。

建築において公共工事は単価の見直しが進んできているものの、民間工事が 8 から 9 割
を占める業界であり、早急に民間工事に対して適正な工期と適正な単価が反映されるよう
な施策をより強く推し進めて欲しい。

毎年 70 歳を過ぎた人間が業界を去っていく環境で、技能技術の継承も出来ない状況にな
りつつあるため、民間工事に対する対策は急務と考えている。

■柴会長(静岡県)

4週8休を進めていくなかで、祭日や大型連休の取扱いについて加味されていない案件が散見されるため、適正な工期になっていないという意見がある。

国から祭日等の取扱いについて指針を示して、適正な工期が確保できるよう市町村へ通知をして頂きたい。

■鹿野理事長(滋賀県)

外国人雇用をするには JAC への入会が必要であり、建設業者は受入負担金が月一人当たり 12,500 円発生する。

また、就労支援団体へも 4 万円程度の支払いがあり、外国人雇用の推進ができないため費用負担が軽減されるようお願いをしたい。

■山本相談役(京都府)

CCUS を普及させるため組合で促進事業として取り組み、多くの組合員の賛同を得て、システムへの登録を実施した。

しかし、キャリアを積んでカードを登録しても具体的な評価が不明確であり、先行きが見えていない。

レベルに応じた賃金を支払うのは雇用主であることから、基金の様な機関を設立して頂き、レベルが上がった際、負担分の補助をしてもらえようシステムを作らないと普及が進まないと考える。

■菅原専務理事(兵庫県)

兵庫県は近畿地区のなかで設計労務単価が最低額となっている。県自体が広いため地域の差があることは認識している。

しかし、最低賃金においては大阪府、京都府に次いで高い状況にある。

協会より実態調査にはしっかり回答するように指導している。設計労務単価を決める際に、別の公的機関で協議するとか、物価情勢や経済情勢などの要素を加味しながら単価を決定して頂くようお願いしたい。

■田本会長(島根県)

CCUS の普及させるためにはカードリーダーの設置することを義務化する必要があると考える。また、カードリーダーにタッチすることでポイントが付与され、そのポイントで買い物が出来るなど技能者にメリットがあるようにすることで、技能者からの気運が高まり、登録者数も増えていくのではないかと考える。

CCUS の利用拡大 3 ヶ年計画の確実な実施をお願いしたい。

■曾和会長(長崎県)

生産性向上において非常に良い技術であり、工事の規模に関わらず、BIM を活用していくよう明確な意思を国から発信してもらいたい。

BIM 導入においては生産性向上に大きな意味があると思われ、今後 BIMの推進を強力にお願いしたい。

■米満副会長(熊本県)

シーリング材の設計単価とメーカーが公表している単価に開きがある。

この点について明確にわかるように教えて頂きたい。

【元請の立場として正副会長より意見】

■石津会長(全国)

設計労務単価について、専門工事業者でも競争があり 2 次及び 3 次下請においては労務単価が上がった実感がないと考える。

受注するにあたり適正価格で行っているが、労務費を含めた施工金額は 100 パーセント欲しいが 92~93 パーセントまで下がってしまうことからそれでも発注をしなければならない。

設計労務単価の案として、労務費を少しも切ることがないような制度があれば安定した発注ができると考える。

CCUS について、地方に浸透していないのが現状である。

様々な課題がある中、レベルに沿った単価の設定が必要になると考える。

働き方改革について、前工程や後工程があることから全業種が一斉に取り組めず残業の問題もあり、数多くの課題解決に向けて要望していくと考えている。

■千葉副会長(宮城県)

担い手の確保及び育成について、WBGT に伴い勤務時間の 5 時間労働 3 時間休憩とされ、5 時間分の出来高となり改善しなければ担い手の確保は厳しいと考え、歩掛の改善をして頂きたい。

本年は猛暑が続く日が多くあり単価の是正が無くてはならない。

設計労務単価調査方法の抜本的な見直しについて、平成 9 年がピークであり平成 23 年までの 15 年間下がり続けていた中、宮城県では平成 9 年は 19,000 円、平成 23 年は 11,100 円(差 7,900 円 58%)まで下がり、12 年間連続で上がった結果 22,100 円となった。

平成 9 から現在まで 27 年経過し 16 パーセント上がった状況である。

補足:東京都の 7 月~8 月 WBGT31 以上の労働日数について

7 月は 9 日間休業 20 日勤務のうち 9 日休業となると 11 日の勤務日数

8 月は 8 日間休業 20 日勤務のうち 8 日休業となると 12 日の勤務日数

■竹上副会長(三重県)

テーマ 1 及びテーマ 2 を推進するためには、設計労務単価調査方法の抜本的な見直しであるのではないかと。

12 年間連続して設計労務単価が上がったが他産業と比較してまだ低い状況である。元請技術者の諸経費比率を調査、見直しをお願いしたい。

■山本副会長(福井県)

福井県において CCUS の浸透は進んでいない状況である。

技能者登録はされているが、カードリーダーの設置が少ない。

メリットとしてポイントの在り方、建退共制度等を真剣に構築することにより、今後大きく業界が変わると考える。

働き方改革について、5 年の間に県外や外国人、女性の活躍等建設産業に対する様々な補助金があり、これらが全国的になればよい。

■小崎副会長(京都府)

設計労務単価が上がり、公共事業費が今の状態であれば発注件数が減るが、良い工事が発注される。

一般会計の 6 兆円、補正 2 兆円が続き、請負金額が高騰すると本数が減少し、請負う業者は利益を得る分、受注できなかった業者は利益の確保ができず 2 極化となる。

総額が上がらなければ 2 極化が進み、中小建設業者は厳しくなり、より良い工事をすればするほど首が絞まる状況になり得るため、予算額を上げて頂くことは必要不可欠である。

民間建築工事において発注者の理解が重要である。

労働局からは公共工事の発注者に対して指導をして頂き、民間であれば経済団体へ理解の促進をお願いしている。

不動産関係団体に周知して頂いているが、デベロッパーの契約が公正取引法の違反ではないか。(前払金 2 割 完成払 8 割)

この状況がまだ横行しており発注者の優位性が保たれることが続くことから、国土交通省より不平等な契約を改める指導をお願いしたい。

■西岡副会長(愛媛県)

7~8 割が労務単価の議論であることから、休暇ではなく単価を上げなければ担い手の確保はできないと考える。

単価が上がることで業界に魅力を感じ、担い手確保に繋がると考える。

■中筋副会長(島根県)

まずは予算を増やさなければならない。

設計する者、単価及び工期を決める者、管理監督者のそれぞれが責任を持って取り組める体制が重要である。

【国土交通省より所見】

テーマ1 担い手の確保及び育成について

■渡邊建設業課長

行政からの発注について建設 G メンが直接に見積り調査等を行い指導する場合がある。

また今年では体制の数を倍増させ取り組んでいる。

地方の声を伺い拡充を図らなければならないと感じており、発注の相談については建設業法違法通報窓口(駆け込みホットライン)を活用して頂きたい。

正しく発注がされることで賃金が行き渡り、新 4K の実現があると考えます。

公共事業の予算確保について、補正予算 1.9 兆円の公共事業費を確保し、当初予算の確保についても努める。

第三次・担い手 3 法の価格の転嫁について、協議していく中で発注者も含めた説明会を実施し、賃上げ等について理解促進に努める。

工期について基準を国で定めており、時間外労働の上限規制を考慮した見積書の依頼がある場合は休日を含めて尊重する。

デベロッパーについて交渉の際にガイドラインを活用して頂きたい。

■宮沢大臣官房参事官

担い手確保のためには学校の教員への理解が必要である。

各業界の団体より出前講座等の依頼を受け、教育委員会を通じて教員に向けた説明会を取り組んでいく。

外国人について、労働者が多くなっており、建設産業としても将来的に必要である。

■城建設振興課長

発注者を支援する立場で設計をする方について、収支を徹底してほしいと声を頂き、法改正の機会に通知することや設計に関わる団体へ周知し、浸透するまで努めていく。

女性の活躍に向けた計画を立てており、全ての職員が働きやすい環境づくりの実現に取り組んでいる。

テーマ2 設計労務単価調査方法の抜本的な見直しについて

■宮沢大臣官房参事官

会計法で発注の予定価格を決定されることから 10 月に労務費調査がある。

様々な取り組みとして、社会保険の加入促進や時間外労働の反映等を加味している。
今年も 5.9 パーセント設計労務単価が上がり、この流れを専門工事業に行き渡るようにしなければならない。

標準労務費の目指すところは、発注者→元請→専門工事業へ行き渡ることである。
また、標準労務費を設定するにあたり専門工事業は各業種で金額が異なるという課題があるが、ダンピング防止の目的で建設 G メンによる調査を行う。
賃金の行き渡りの好循環を作り上げるため中央建設業審議会ワーキングを進めていく。

テーマ 3 BIM 導入費用の助成について

■事務局より情報提供

国土交通省住宅局及び中小企業庁において、BIM の初期投資及び導入のサポートについて補助金制度があるので紹介する。

ただし、基本的には毎年度の予算措置であり、来年度も予算要求されているが現在は未定である。

また、各府県において使い勝手の良い補助金制度がある場合もあるため、調べていただきたい。

国土交通省の補助制度は、階数・規模要件が撤廃され、補修工事も対象となるなど使い勝手がよくなったが、地方の中小設計業者にとっては、企業単位で補助する中小企業庁の補助制度が使いやすく、本年度の補正予算に計上されるとの新聞報道があったので、補助メニューが公表されたら、各府県建産連へ情報提供する。

【国土交通省】

「建築 BIM 加速化事業」であり、事業単位で元請か設計業者へ補助をする。

【中小企業庁】

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」であり、企業単位で建設業者か設計業者へ補助をする。

テーマ 4 建設キャリアアップシステムの推進に向けた取り組みについて

■宮沢大臣官房参事官

公共から引っ張り、民間に普及して頂きたい。

過去は『CCUS に登録したら加点』であったが、近年では『カードをタッチできる環境で加点』と工夫があり、カードリーダーに結び付けるような取り組みを広げていく。

そのため、設置の負担減少やメリットの拡大の両方が重要である。

レベルに応じた賃金を得られない件について、標準労務費から行き渡るように進めていく。

補足：負担の軽減策として、安価なカードリーダーまたは iPhone で代用
メリットの拡大として、技能者であればアプリの活用(建キャリア)

企業であれば CCUS に登録している情報をグリーンサイトおよびビルディ等をコピーし使いまわせる取り組みを進めている。

■参議院比例区支部長 けんざか茂範

専門工事業が無ければ建設産業は成り立たないと考えており、抱えている課題についていくつか意見を述べた。

①担い手不足について、元請業者より専門工事業者が不足しており、確保するには賃金が上がらなければならないと考える。

しかし専門工事業のみ賃金が上がると元請としては経営困難になる恐れがあるため、落札価格を上げて頂くことが重要と考える。

また、単価については設計労務単価や資材単価が上がっているため、現場管理や一般管理費を見直すことも重要である。

②歩掛について、大規模の工事を主にしており、小規模工事に現場の規模に乖離があると思われ、歩掛の改定が必要である。

③外国人労働者について、資格試験を受験する際の外国語対応を国交省で進めて頂いており、更なるグローバル化によって日本人と同じような監理技術者になってもらえると考え

る。

④民間発注について、発注者はお客様ではなく対等な契約関係と考え、対等の立場で契約していくことにより、民間工事の収益率の改善が図れると考える。

⑤設計労務単価が 12 年間連続で引き上げられたが、今後調査の中で更なる引き上げは課題であり、設定の際はデータの分析及び使い方の工夫があれば良いと考える。